

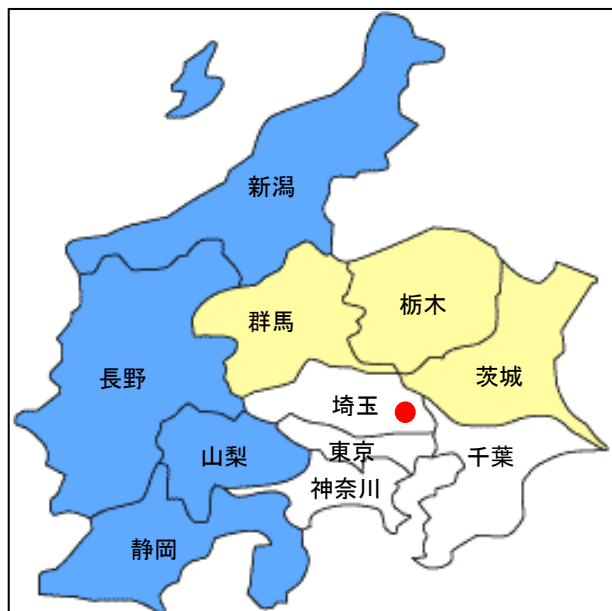
# 在籍型出向等支援の取組等について

令和4年9月

経済産業省 関東経済産業局

# 関東経済産業局について

- 関東経済産業局は経済産業省の地方ブロック機関であり、**広域関東圏（1都10県＝茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、長野県、静岡県）**を行政区域としています。
- 当局では、この地域で活躍されている企業、消費者、大学、自治体、関係機関等の皆様に対して、中小企業対策、新規創業の促進、技術開発支援、環境・リサイクル対策、エネルギー対策、消費者相談等、様々な経済産業政策の実施に取り組んでいます。



所在地：〒330-9715 埼玉県さいたま市中央区新都心1-1

ホームページ：<http://www.kanto.meti.go.jp/>

【最寄駅からのアクセス】

- ・「さいたま新都心」駅 下車徒歩約5分 JR京浜東北線、宇都宮・高崎線
- ・「北与野」駅 下車徒歩10分 JR埼京線

# 1. 人材シェアマッチング事業（広域関東de人材シェア！）について

- 関東経済産業局は、各都県、労働局、公益財団法人産業雇用安定センター等と連携し、「広域関東de人材シェア！」ポータルサイトにおいて、在籍型出向の周知等を実施（令和4年度のポータルサイトは、令和4年5月23日に再開）。
- これまでに、本ポータルサイトから合計31件（391名）のマッチングが成立。（令和4年8月1日時点）
- 送出企業は、宿泊業、飲食店、旅行業を中心としたサービス業が半数以上を占めている一方、受入れ業種は、製造業、サービス業を中心に多岐にわたっている。

## 「広域関東de人材シェア！」の支援スキーム



※広域関東圏(1都10県):茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、長野県、静岡県  
※本支援の対象は、産業雇用安定センターが支援可能な案件に限ります。

「広域関東de人材シェア！」URL  
<https://kanto-share.meti.go.jp/>

# 【参考】在籍型出向とは

- **在籍型出向**は、出向元企業と出向先企業との間の出向契約によって、**労働者が出向元企業と出向先企業の双方から雇用され、一定期間継続して勤務すること**をいいます。

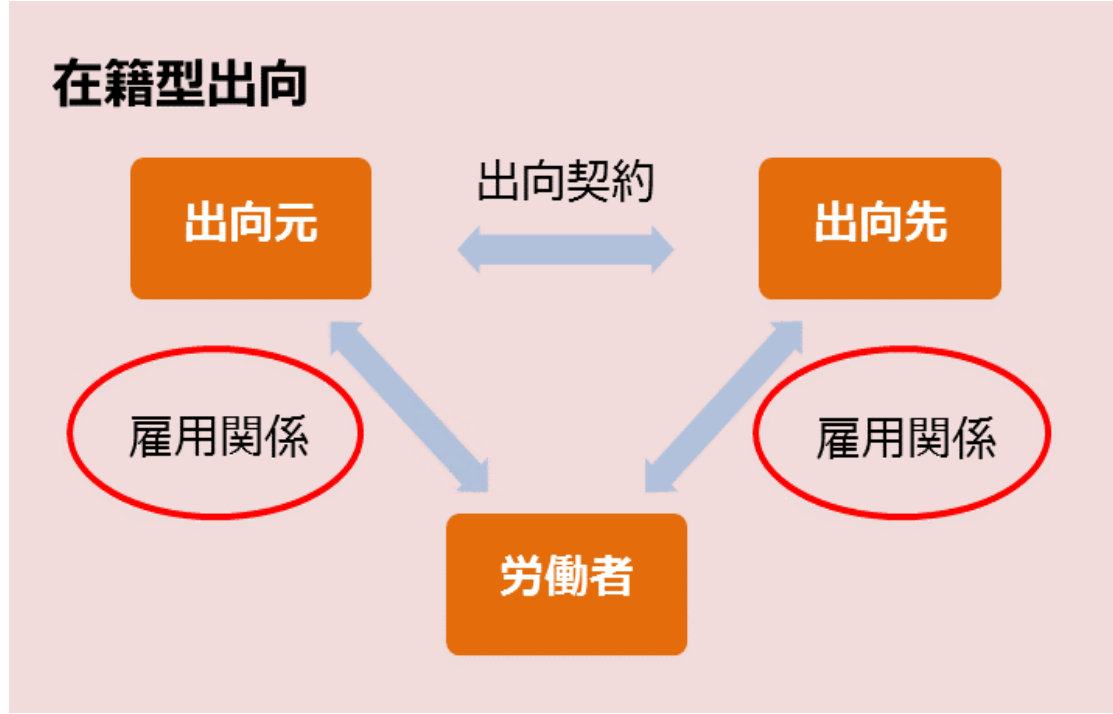


出向元企業は、**従業員の雇用を守る**ことができるのね！

出向先企業は、人材受け入れ方法の選択肢が広がるし、**職場の活性化**が期待できるね！



従業員は、自社ではできない経験により**職業能力の向上**につながるのね！



出典：在籍型出向支援 厚生労働省HPより

- ▼ [在籍型出向“基本がわかる”ハンドブックPDF版（厚生労働省ホームページ）](#)
- ▼ [『在籍型出向』解説動画（厚生労働省）《YouTube動画》](#)

# 【参考】令和4年度版「広域関東 de 人材シェア！」

雇用に悩む中小企業等の皆様へ

## 在籍型出向により、 コロナ禍における雇用維持と 人材不足を支援します。

在籍型出向とは…

いわゆる出向とは、出向元企業と出向先企業との間で、出向先企業と新たな雇用契約関係を結び、一定期間継続して勤務するなどをいいます。そのうち、在籍型出向は、出向元企業と出向先企業との間の出向契約によって、労働者が出向元企業と出向先企業の両方と雇用契約を結ぶものをいいます。

**関東経済産業局、労働局、産業雇用安定センター、自治体が連携して「人材シェアマッチング」で貴社の経営をサポートします！**

### 【こんなお悩みはありませんか？】

- ☑ 受注量の一時的な減少等により事業を縮小するが、雇用は維持したい
- ☑ 需要の急増により人材が不足している

### 【人材シェアマッチングを利用するメリット】

- ☑ 雇用を維持しながら人件費の抑制と人材のスキルアップを図ることが可能
- ☑ 必要に応じて一時的な人材確保が可能
- ☑ 送、受入企業ともに要件を満たせば産業雇用安定助成金の活用が可能



- ☑ 受け入れ・送り出し双方のマッチングを専門家が支援します。
- ☑ 人材受け入れ希望企業は事業サイトで求人情報を公開できます。
- ☑ 人材送り出しを希望する企業は事業サイトから受け入れ先を探せます。

令和4年 令和5年  
実施期間 **5月～3月(予定)** 支援対象となる企業  
広域関東圏※に事業所を持つ中小企業等

人材シェアマッチング  
希望企業募集中!

在籍型出向による「送り出し・受け入れ」をお考えの企業を募集しています。事業サイト「広域関東de人材シェア!」よりお申し込みください。  
<https://kanto-share.meti.go.jp>



関東で役立つ、新しい働き方  
広域関東de人材シェア! <https://kanto-share.meti.go.jp>

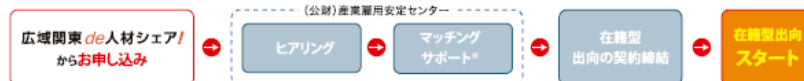


お問い合わせ 人材シェアマッチング事業運営事務局 〒100-0006 東京都千代田区有楽町1-1-3 東京宝庫ビル7階  
Tel:03-3593-1512 Mail:kanto-jinza@ganjuvo.jp

※事業所は、株式会社や個人事業主が事業所を有するもので、令和4年度版「広域関東de人材シェア!」の募集要項に準じています。

### 人材シェアマッチングの流れ

お申し込みいただいた貴社の情報をもとに、産業雇用安定センターから貴社へご連絡の上ヒアリングを実施し、マッチングサポートを開始します。



※マッチングサポート(情報を受けた(公財)産業雇用安定センターはまずは貴社本社所在地圏内でマッチングを実施します。所在地圏内に該当企業がない場合は、県員へと範囲を広げ実施します。

(公財)産業雇用安定センターとは 企業間の出向や移籍を無料で支援することにより「失業なき労働移動」を実現するため、1987年に国と事業主団体などが協力して設立された公益財団法人です。設立以来、21万件以上の出向・移籍の成立実績があります。  
センターHP: <http://www.sangyokoyou.jp/>

### 在籍型出向の具体例

#### 【CASE1】 送企業 | 観光バス会社

訪日外国人旅行者を専門としているが、観光バスが運行できない状況。バス運転手を解雇してしまうとコロナ後に新たに確保しようとしても難しいことが明らかで、出向を活用して雇用維持を図りたい。

出向期間5か月  
出向労働者2名

#### 受入企業 | 精密部品運送会社

精密部品を専門として輸送しているが、運転手が慢性的に不足しており充足できていない。観光バスの運転手であれば、精密部品輸送に求められる丁寧かつ繊細な運転が期待できるので出向として受け入れたい。

#### 【CASE2】 送企業 | 金属材料製造業

コロナの影響により需要が落ち込んでいる。熟練工の雇用維持を図りたい。

出向期間2か月  
出向労働者13名

#### 受入企業 | 製菓業

これまで人手不足が続いており苦慮していた。特に冬場の人員確保は深刻な問題。一時的な出向でもよいので、製菓作業員として受け入れたい。

### 「産業雇用安定助成金」のご案内

新型コロナウイルス感染症の影響により事業活動の一時的な縮小を余儀なくされた事業主が、在籍型出向により労働者の雇用を維持する場合に、出向元と出向先の双方の事業主に対して、一定期間の助成を行います。

#### 【助成内容等】

労働者(雇用保険被保険者)を在籍型出向させることによりかかる次の経費について、出向元企業と出向先企業とが共同事業主として支給申請を行い、当該申請に基づきそれぞれの企業へ支給(申請手続は出向元企業が行う)。

#### ○出向運営経費

出向元企業および出向先企業が負担する資金、教育訓練および労務管理に関する調整経費等、出向中に要する経費の一部を助成。

助成率	出向元が労働者の解雇等を行っていない場合 出向元が労働者の解雇等を行っている場合	中小企業	中小企業以外
		9/10	3/4
		4/5	2/3

上限額(一人一日当たり) 12,000円/日(出向元・先の計)

※産業雇用安定助成金に関する問い合わせは、以下にご連絡ください。

雇用調整助成金、産業雇用安定助成金、小学校休業等対応助成金、支援金コールセンター 電話番号 0120-603-999 [https://www.meti.go.jp/stf/newpage\\_17655](https://www.meti.go.jp/stf/newpage_17655)



### 「賃上げ促進税制」のご案内

賃上げ促進税制は、中小企業者等が、前年度より給与等を増加させた場合に、その増加額の一部を法人税(個人事業主は所得税)から税額控除できる制度です。

#### <適用要件>

○通常要件: 雇用者給与等支給額が前年度と比べて1.5%以上増加していること

#### <税額控除>

→ 控除対象雇用者給与等支給増加額の15%を法人税額又は所得税額から控除

○上乗せ要件①: 雇用者給与等支給額が前年度と比べて2.5%以上増加していること

→ 税額控除率を15%上乗せ

○上乗せ要件②: 教育訓練費の額が前年度と比べて10%以上増加していること

→ 税額控除率を10%上乗せ

※税制に関する詳細は、右記の経済産業省ホームページを参照ください。<https://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/zeisei/syotokukakudai.html>



# 【参考】マッチング成立実績 ①

## 合計 31件 391名 (令和4年8月1日時点)

	人数	送出国	都県名	受入国	都県名	成立年度
1	5名	製造業	栃木県	製造業	東京都	令和2年度
2	1名	製造業	—	製造業	静岡県	令和2年度
3	3名	サービス業（旅行業）	東京都	自治体（川崎市）	神奈川県	令和3年度
4	2名	サービス業（旅行業）	大阪府	自治体（川崎市）	神奈川県	令和3年度
5	10名	サービス業（旅行業）	大阪府	自治体（川崎市）	神奈川県	令和3年度
6	32名	サービス業	大阪府	小売業	神奈川県	令和3年度
7	10名	サービス業（旅行業）	大阪府	自治体（埼玉県）	埼玉県	令和3年度
8	10名	サービス業	大阪府	サービス業	東京都	令和3年度
9	8名	サービス業	大阪府	製造業	東京都	令和3年度
10	24名	サービス業	大阪府	サービス業	東京都	令和3年度
11	11名	サービス業	東京都	サービス業	東京都	令和3年度
12	2名	サービス業	東京都	運輸業	東京都	令和3年度
13	2名	サービス業	東京都	情報通信業	東京都	令和3年度
14	1名	サービス業	東京都	製造業	福岡県	令和3年度
15	2名	宿泊業・飲食サービス業	埼玉県	学術研究、専門・技術サービス業	埼玉県	令和3年度
16	1名	サービス業	東京都	サービス業	東京都	令和3年度

## 【参考】マッチング成立実績 ②

	人数	送 出	都 県 名	受 入	都 県 名	成 立 年 度
17	20名	製造業	東京都	小売業	神奈川県	令和3年度
18	20名	サービス業	大阪府	小売業	神奈川県	令和3年度
19	30名	サービス業	大阪府	サービス業	東京都	令和3年度
20	6名	サービス業	大阪府	サービス業	東京都	令和3年度
21	8名	サービス業	大阪府	小売業	神奈川県	令和3年度
22	1名	宿泊業・飲食サービス業	東京都	製造業	東京都	令和3年度
23	1名	製造業	栃木県	製造業	東京都	令和3年度
24	99名	宿泊業・飲食サービス業	東京都	サービス業	東京都	令和3年度
25	34名	宿泊業・飲食サービス業	東京都	サービス業	東京都	令和3年度
26	1名	物品賃貸業	神奈川県	サービス業	東京都	令和3年度
27	1名	物品賃貸業	神奈川県	物品賃貸業	神奈川県	令和3年度
28	1名	小売業	東京都	サービス業	東京都	令和3年度
29	43名	サービス業	東京都	サービス業	東京都	令和3年度
30	1名	サービス業	東京都	サービス業	東京都	令和3年度
31	1名	サービス業	東京都	サービス業	東京都	令和3年度

# 【参考】マッチング企業からのコメント

## ■ 送出企業側のコメント

### ① 宿泊業 → サービス業

- ・従業員の出向にあたり、産業雇用安定助成金を活用できたのは良かった。
- ・特に、就業地がほぼ変わらない近隣の企業へ出向できたので、従業員の負担が少なかった。

### ② 旅行業 → サービス業

- ・小規模の旅行会社であるが、産業雇用安定センターの仲介で出向先が決まり感謝。
- ・産業雇用安定センターには継続して支援いただけるので有難い。

## ■ 受入企業側のコメント

### ① サービス業 ← 宿泊業

- ・出向者全員が業務に慣れ、大変活躍されており助かっている。
- ・仕事が忙しい時期に在籍型出向を活用して人員が確保できたことに感謝。

### ② 製造業 ← 宿泊業

- ・初めての外部からの出向受入で不安もあったが、それを払拭するような良質な人材であった。
- ・追加での出向受入も検討中。

### ③ サービス業 ← サービス業

- ・産業雇用安定センターの紹介で、多くの人材を出向で初めて受入れたが、出向者の質が良いことに驚いている。出向元企業が出向についての説明会を開催するなど丁寧な意識付けを行っていることと、両社の人事部門同士のコミュニケーションが良く取れていることが理由かと思われる。送出元企業は社員を大事にしていると感じる。
- ・受入側としては、人材不足をカバーでき感謝。既存の社員にも良い刺激になっている。



# 【参考】製造業における在籍型出向の事例

■ 送出企業の業務：  
外観検査、製造機械オペレーション等

出向期間：約8ヶ月  
出向人数：17名

■ 受入企業の業務：  
精密組立

■ 送出企業の業務：  
製造業に係る店頭販売

出向期間：約1年  
出向人数：5名

■ 受入企業の業務：  
宿泊業・飲食サービス業  
(精肉販売、レストラン)

■ 送出企業の業務：  
基盤組立・検査

出向期間：約5ヶ月  
出向人数：10名

■ 受入企業の業務：  
検品/梱包

## 【参考】製造業における在籍型出向の事例

■ 送出企業の業務：  
バスのボディ溶接

出向期間：約6ヶ月  
出向人数：3名

■ 受入企業の業務：  
ダンプ、クレーン車のフレーム溶接

■ 送出企業の業務：  
航空機関連の部品製造

出向期間：約2年  
出向人数：15名

■ 受入企業の業務：  
自動車関連部品の精密加工

■ 送出企業の業務：  
精密部品メーカーでの生産管理  
等

出向期間：約1年  
出向人数：27名

■ 受入企業の業務：  
輸送用機器製造業での技術業  
務

# 【参考】人材確保等への投資促進を図る税制措置（賃上げ促進税制）

- 中小企業向け「賃上げ促進税制」は、青色申告書を提出している中小企業者等が、一定の要件を満たした上で、前年度より給与等の支給額を増加させた場合、その増加額の一部を法人税(個人事業主は所得税)から税額控除できる制度。

## 制度の概要

適用期間：R4.4.1～R6.3.31までの期間内に開始する事業年度が対象  
個人事業主については、令和5年及び令和6年の各年が対象

### 適用要件

### 税額控除

#### 【通常要件】

雇用者給与等支給額が前年度と比べて  
1.5%以上増加



控除対象雇用者給与等支給  
増加額の15%を法人税額又  
は所得税額から控除

#### 【上乗せ要件①】

雇用者給与等支給額が前年度と比べて  
2.5%以上増加



税額控除率を15%上乗せ

#### 【上乗せ要件②】

教育訓練費の額が前年度と比べて10%  
以上増加



税額控除率を10%上乗せ

※控除対象雇用者給与等支給増加額の上限：調整雇用者給与等支給増加額が上限となります  
※税額控除額の上限：法人税額又は所得税額の20%（通常・上乗せ共通）が上限となります

【出所】中小企業向け賃上げ促進税制ご利用ハンドブック  
（中小企業庁）  
<https://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/zeisei/syotokukakudai/chinnagesokushin04gudebook.pdf>

## 【各種お問い合わせ先】

### ●「広域関東de人材シェア！」ポータルサイトについて

【人材シェアマッチング事業運営事務局】

株式会社学情

電話番号：03-3593-1512

E-mail：[kanto-jinzai@gakujo.ne.jp](mailto:kanto-jinzai@gakujo.ne.jp)

### ●本事業全般について

関東経済産業局 地域経済部 社会・人材政策課

担当：佐藤、都築、窪木

電話番号：048-600-0274

E-mail：[kanto-syajin@meti.go.jp](mailto:kanto-syajin@meti.go.jp)

### ●賃上げ促進税制について（中小企業向け）

【中小企業税制サポートセンター】

電話番号：03-6281-9821

受付時間：平日（祝日除く）9:30～12:00、13:00～17:00

# (参考) 経済産業省関連施策に関する情報について

- 関東経済産業局では、経済産業省関連施策のうち、主に中堅・中小事業者の皆様が幅広くご利用いただける支援策について、ホームページ等で関連情報をご紹介します。

## 新型コロナウイルス感染症対策情報

### 新型コロナウイルス感染症対策情報

#### 事業者の皆様へ

事業継続のための運転資金が心配	新たな日常への対応のため、事業を再構築したい
新型コロナウイルス感染症の影響により固定費等の支払いが厳しい	事業の承継や経営資源の引き継ぎを図りたい
コロナに対応しつつ、生産性向上を図りたい	サプライチェーンの強靱化を図りたい
デジタル化・DXの取り組みを進めたい	コロナ禍でも雇用維持を図りたい

業態別・業種別支援策チラシ

各支援策に関するよくある質問

関連情報

各自治体の支援情報（休業給付金に関する情報はこちら）

## 経済産業省関連施策説明動画

### 施策説明動画一覧

経済産業省関連施策（令和3年度補正予算・令和4年度当初予算等）に関する説明動画を作成しました

関東経済産業局では、経済産業省関連施策（令和3年度補正予算・令和4年度当初予算等）のうち、主に中堅・中小事業者の皆様が幅広くご利用いただける支援策について、解説付きの説明動画を作成しました。

わかりやすく説明していますので、是非御覧ください。

※2022年3月22日、令和4年度予算等が成立いたしました。

※動画の更新は終了いたしました。

### 施策説明動画一覧

説明施策（動画）	事業概要	説明担当課
■ 事業復活支援金	新型コロナウイルス感染症により大きな影響を受ける中堅・中小・小規模事業者、フリーランスを含む個人事業主に対して、事業規模に応じた給付金を支給します。	中小企業課
■ 中小企業等事業再構築促進事業	新分野展開、業態転換、事業・業種転換、事業再編又はこれらの取組を通じた規模の拡大等、思い切った事業再構築に意欲を有する中小企業等の挑戦を支援します。	中小企業課
■ 中小企業・小規模事業者フンストップ総合支援事業	中小企業・小規模事業者等が抱える様々な経営課題に対応するフンストップ相談窓口として、「よろず支援拠点」を設置します。	経営支援課
■ 成長型中小企業等研究開発支援事業	いわゆるサポイン事業及びサビサボ事業を進展させ、中小企業等が産学官連携で行う高度なものづくり基盤技術及びサービスモデルの研究開発等を支援します。	製造産業課
■ ①中小企業生産性革命推進事業 ものづくり・商業・サービス生産性向上促進事業（ものづくり補助金） ②ものづくり等高度連携・事業再構築促進事業	①中小企業等の革新的製品・サービスの開発又は生産プロセス等の改善に必要な設備投資等を支援するものです。 ②複数の事業者が連携し、革新的な製品・サービス開発、生産性プロセス等の改善の取組を行い、生産性を高めるプロジェクトを支援します。	産業技術革新課

## 令和5年度経済産業政策の重点、概算要求・税制改正要望について

<https://www.meti.go.jp/main/yosangaisan/fy2023/index.html>

**ご静聴ありがとうございました。**